

(別紙)

公文書の公開を請求された方へ

河南町

- 1 受付の日から起算して15日(15日目が休日に当たるときは、その翌日)以内に請求された公文書を公開するかどうかを決定し、書面により通知いたします。
なお、通知の到着は、決定後2～3日を要すると思われるので、あらかじめご了承ください。
- 2 正当な理由により決定期間を延長することもあります。この場合もその旨を書面で通知いたします。
- 3 公開する場合は、公開の日時及び場所は事前に連絡のうえ、公開決定通知書等で通知いたします。
なお、連絡のとれない場合は、通知書に記載した日時及び場所とさせていただきますが、ご都合が悪ければ主管課又は町民情報公開コーナーまでご連絡ください。
- 4 公開は、公文書原本のほか、特別な事情がある場合には写しにより行うことがあります。
- 5 公文書の公開を実施する場合は、公文書1件につき、200円の手数料が必要となります。
- 6 公文書の写しを必要とされる場合は、手数料以外に写しの作成費用を負担していただきます。費用は、白黒片面1枚(A3判以内の大きさのもの)につき20円です。
なお、写しの郵送を希望される場合は、郵送に要する費用も必要です。

連絡先

住所 河南町大字白木1359番地の6

総合窓口 町民情報公開コーナー

電話番号 0721(93)2500(内線)

主管課